

草津市文化芸術機能等施設整備基本計画(案)
概要版

1. 検討の経過

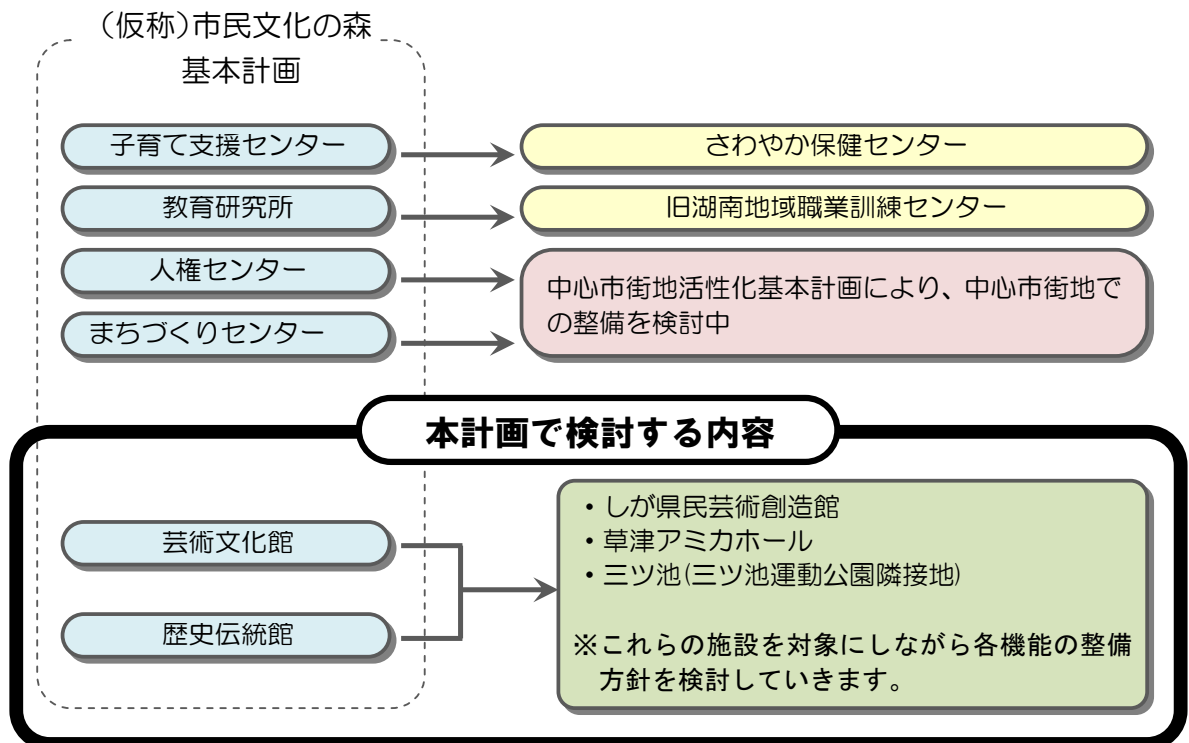
美しい自然や歴史・伝統などに基づく文化芸術は、人びとに精神的な豊かさや感動を与えるとともに、さまざまな文化的活動を活発化し、豊かな人生観を育む普遍的な力を持っています。

このように文化芸術は、すべての市民が真にゆとりと潤いを実感し、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、市民の社会的財産であるといえます。

草津市では、さまざまな世代の市民にとって利用しやすく、多くの出会いや交流を生み出すことを目的として「子育て支援センター」・「教育研究所」・「人権センター」・「まちづくりセンター」・「芸術文化館」・「歴史伝統館」の6つの機能を1つにした複合施設を三ツ池に整備するものとして、平成21年度に(仮称)市民文化の森基本計画(以下 基本計画という)を策定しました。

計画策定後、市内に立地する滋賀県立しが県民芸術創造館(以下 創造館という)の今後の施設の方向性について検討されることになったことを受けて、基本計画の再検討の必要が生じ、平成24年度からは、JR草津駅を中心としたエリアで、中心市街地活性化基本計画(以下 中心市街地計画という)の策定の取組の中で、計画区域内にある「人権センター」と「まちづくりセンター」については、中心市街地計画の中で整備を検討しているところです。

このような状況を踏まえ、残る「芸術文化館」と「歴史伝統館」の2つの機能については、本市に移管される予定の創造館を含めた既存施設との連携や三ツ池の有効活用を考慮しながら、本市の文化芸術の更なる振興に貢献する機能として整備していくものとし、その基本計画(案)を策定しました。



2. 芸術文化館・歴史伝統館機能の現状と整備の必要性

1 芸術文化館機能

◆基本計画における芸術文化館の基本理念・基本方針

<基本理念>

芸術・文化を育み、接し、参加できる、芸術・文化の創造と発信の拠点をつくります。

<基本方針>

①ホール（250席） ②練習する場 ③創作する場 ④展示する場 の設置



草津市の芸術文化館機能の現状をふまえ、基本計画の基本理念・基本方針に基づいた文化芸術の更なる振興に貢献する機能の整備方針は以下のとおりです。

【ホール機能】

～既存施設の利用効率を高めることで対応します（新たなホールの整備は行わない）～

創造館が本市へ移管された場合、市が所有するホールが一つ増え、創造館と草津アミカホールの両ホールとなり、それぞれの機能を活かした効果的なホール運営が可能となります。

一方、創造館の移管を受けることで、管理運営費などの新たな財政負担が生じることから、新しくホールを整備するのではなく、本施設を有効に活用する必要があります。

【練習機能】

～既存施設での防音性能がある練習室機能を確保します～

近隣の類似施設における練習室の稼働率をみると、概ね 80%～100%に近い状況となっています。これらの施設では、室内の音響も含めた防音や音楽関連の設備などが充実している他、柔軟な利用時間の設定など、利用しやすい運営が行われており、これらが高い稼働率につながっている要因と考えられます。

創造館や草津アミカホールは、音楽や舞台などの練習・発表の利用が多い施設です。このため、練習室は、既存施設の練習室等を活用して整備する必要があります。

【創作・展示機能】

～多目的な利用が可能で、草津市美術展覧会等に対応できる展示機能を確保します～

草津市美術展覧会等は市役所の会議室で行われていますが、照明等の設備に問題があり、美術展覧会の会場として不十分であることから、美術展覧会にも対応できる展示機能（約 600㎡程度）が必要です。ただし、創造館等の既存施設の利用実態から、展示機能だけでは稼働率の高い効果的な利用が見込めないため、パーテーションなどで区切れるものとし、多用途・多目的に利用できる施設として整備する必要があります。

2 歴史伝統館機能

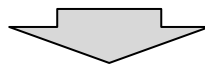
◆基本計画における歴史伝統館の基本理念・基本方針

<基本理念>

文化財の調査・保護と歴史学習の拠点をつくります。

<基本方針>

- ・継続する埋蔵文化財発掘調査に対応する施設の設置
- ・文化財収蔵施設の設置
- ・各種文化財の展示スペースの設置
- ・歴史学習ができる体験スペースの設置
- ・講座やイベントの開催



草津市の歴史伝統館機能の現状をふまえ、基本計画の基本理念・基本方針に基づいた文化芸術の更なる振興に貢献する機能の整備方針は以下のとおりです。

～埋蔵文化財や重要文化財等を収蔵・保管・展示する歴史伝統館の機能を確保します～

草津市には、浮世絵・古文書等の歴史資料、発掘調査出土の考古資料など多くの文化財を所蔵しているものの、各種文化財の収蔵・保管に適した専門施設がないことから、現在、考古資料については、野村運動公園等に設置した仮設収蔵庫で、また歴史資料等については民間倉庫にその保管を委託している状況にあります。

また、一部の指定文化財等については、これらを適切に保管収蔵可能な機能を有した施設がないことから、市外の公立の博物館等に寄託されている状況にあります。

各種の文化財は、紙・木・布等を素材とするものが多く、これらの脆弱な資料を保管、活用する専門施設の整備にあたっては、損傷を防止、抑制するための設備を備え、構造を有した施設であることが不可欠となります。さらに、収蔵、展示、調査研究、情報普及、事務等の諸部門、諸室が分離、個別化され、安全性が高く、かつ、各諸室等有機的につながった、利用者にとってわかりやすい親切的なフロアづくりをめざすとともに、重要文化財等の保存、展示が可能な「公開承認施設」の基準を満たした施設が必要です。

以上のことから、草津市における埋蔵文化財や重要文化財等の状況を勘案しつつ、これらを適切に保管し、さらに活用するための常設展示等ができる博物館相当施設としての歴史伝統館機能を確保する必要があります。

～「公開承認施設」制度とは～

平成9年度に創設された制度で、国宝・重要文化財・登録有形文化財の公開が文化財の保存上適切な施設で促進されることを目的としたもの。重要文化財等の公開にふさわしい施設を文化庁長官が「公開承認施設」として認定するもの。

【基本理念】

市民が集い創造する 歴史・文化・芸術の拠点づくり

【基本方針】

《歴史・文化・芸術の発信拠点を創造します》

市民が文化・芸術活動などに関心と理解を高めるために、日常的に親しめる環境づくり（創作・発表・展示・鑑賞等）や、文化財の適切な保全や活用による歴史文化が身近に感じられる環境づくりを進め、多様な文化・芸術の発信拠点を創造します。

《多世代が交流する環境を整えます》

歴史・文化・芸術などの鑑賞や体験ができる環境を整え、あわせて多世代の人びとが交流できる環境を整えます。

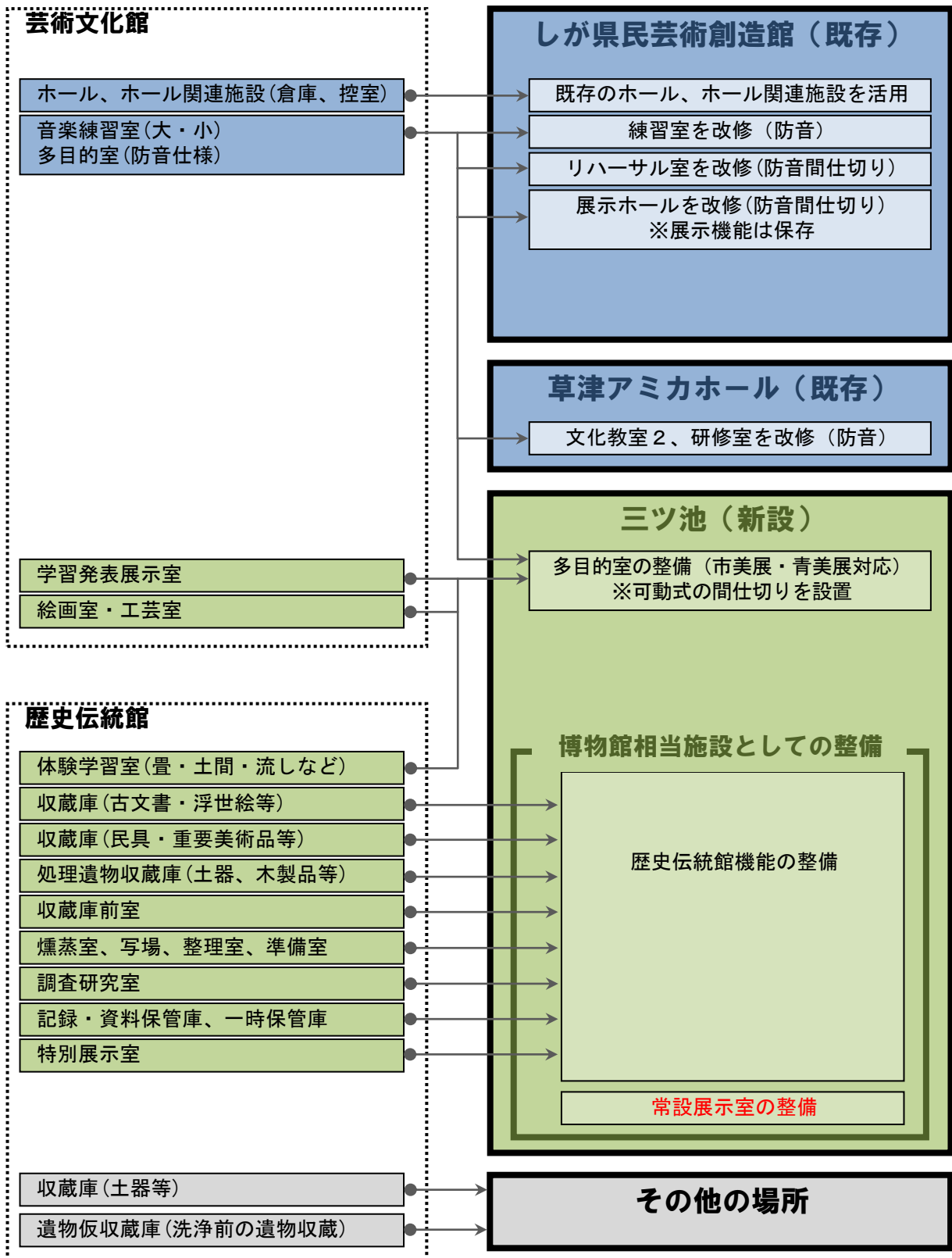
《既存ストックを有効に活用します》

草津アマカホールや移管を受ける予定の創造館、あるいは草津宿街道交流館など、既存施設の役割の見直しを図り、相互の連携が図れる施設整備を目指します。

4. 各機能の配置方針

【(仮称) 市民文化の森基本計画】

【施設整備に係る検討内容】



※事務室と和室は、付帯施設であるため除く

5. 施設整備計画

1 三ツ池(歴史伝統館、展示機能)

三ツ池は、JR草津駅とJR南草津駅のほぼ中間、約1.5kmのところのところに位置しています。

土地利用および建物配置にあたっては、隣接するスポーツグラウンド、民間活用用地、住宅地との調和や環境の保全に配慮した計画とします。



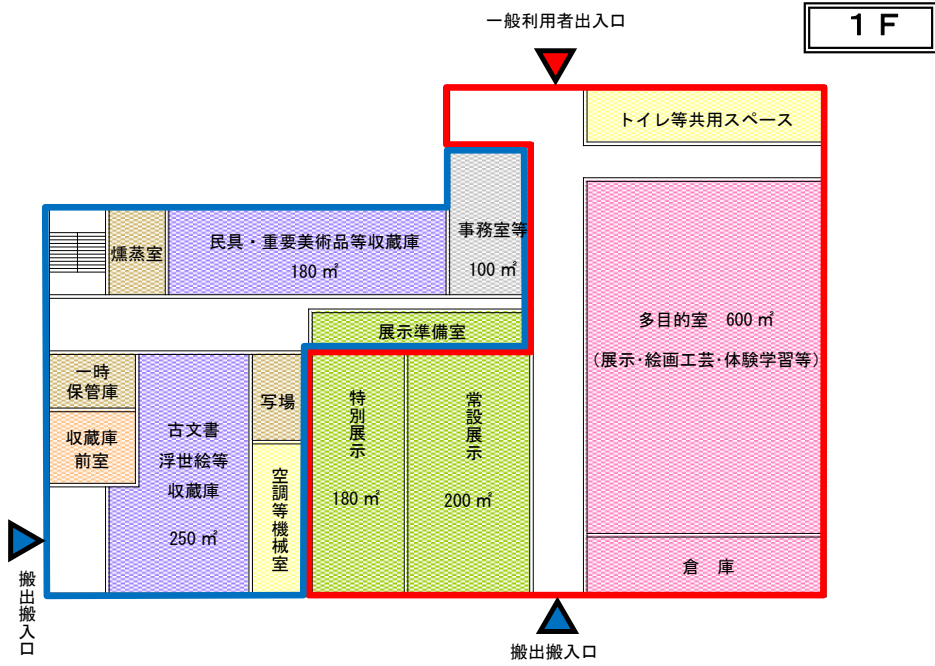
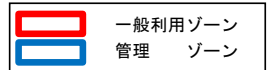
図一敷地平面計画 (案)

◆ 【施設概要】

- 建築物 2階建て延床面積 約3,000㎡
- 芝生広場 約7,500㎡
- 駐車場等 約2,000㎡
- 事業費(概算) 約13億円

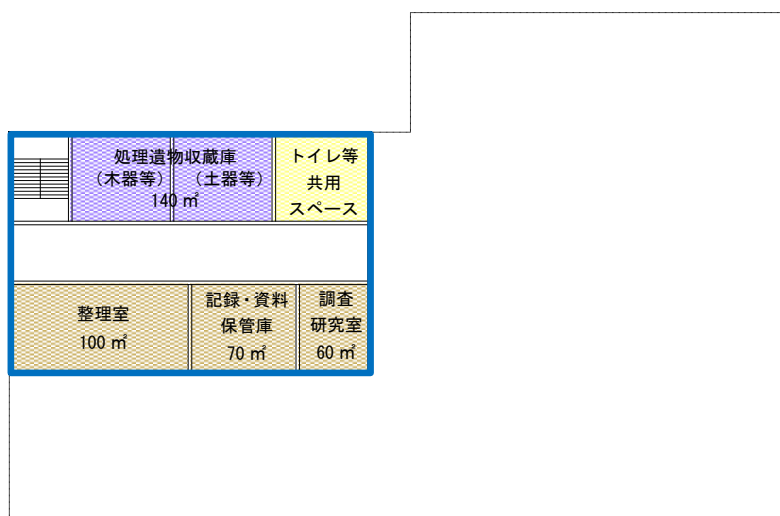
内 訳	金 額
市債(借入金)	約10億円
一般財源(税等)	約3億円

凡例



図一施設平面計画 1階(案)

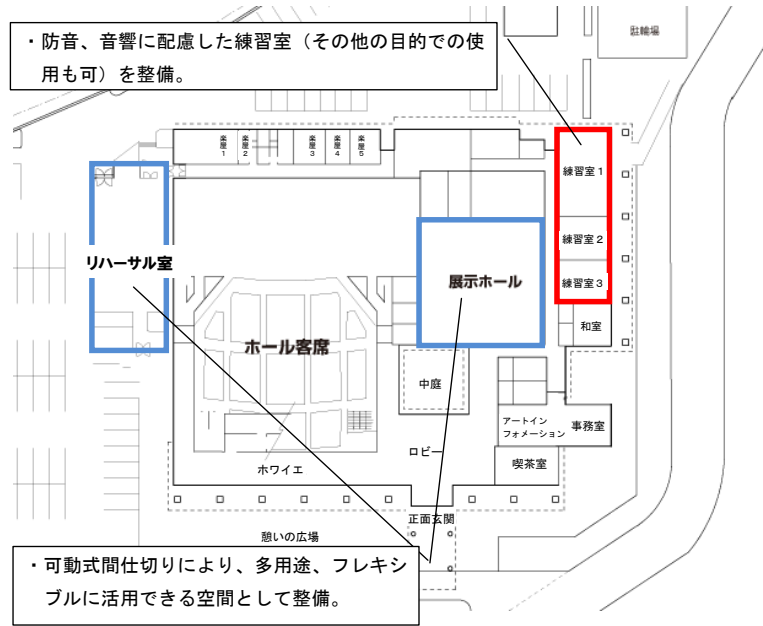
2 F



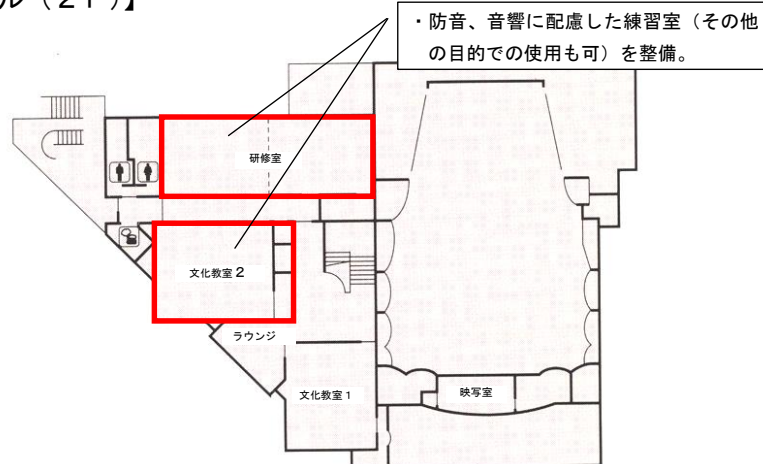
図一施設平面計画 2階(案)

2 しが県民芸術創造館、草津アマカホール

【創造館】



【草津アマカホール（2F）】



6. 管理運営について

- ◆ 施設運営に対する知識と技術を持った民間企業、財団法人や協会、NPO法人等による市民文化活動を盛り上げるような効果的な事業展開や効率的な管理運営の検討
- ◆ 各施設が開催するイベントなどに関する情報発信や企画運営に市民が参画できる仕組みづくりを重視した運営の検討
- ◆ 学校、草津宿街道交流館等の関係機関との連携体制の構築や、専門家からの助言や指導を受ける体制づくりの検討

